

2020年12月23日

## 経済レポート

# RCEPの概要と日本への影響

~日本、中国、韓国の間で進む関税削減~

調査部 主任研究員 中田 一良

- OASEAN加盟 10 か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの 16 か国が参加して 2013 年に交渉が開始された地域的な包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP)は、インドは離脱したものの、交渉が妥結し、2020年11月に署名された。RCEPが発効すれば、包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ(Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership、CPTPP、通称TPP11)と並んでアジア太平洋地域における大規模な自由貿易 圏が誕生することになる。
- ORCEPは、関税削減のほかに、サービス、投資、知的財産、電子商取引、政府調達などルールに関する幅広い分野をカバーしている。RCEP全体の関税撤廃率(品目数ベース)は 91%であり、TPP11 の関税撤廃率を下回っている。ルールに関しては、既存のルールを上回るものも含まれている一方、後発国に配慮したものもあり、質の高さよりも合意に達することを重視したことが窺われる。今後の見直しなどを通じて、いっそう質の高いものになることが期待される。
- ORCEPにより投資などに関して予見可能性や透明性を高めるルールが定められることで、域内のビジネス環境が改善し、直接投資が活発化する可能性がある。RCEP域内にはすでに多くのEPA/FTAが締結されているものの、RCEPは署名 15 か国をカバーするEPAであり、これまでに締結されたEPA/FTAでは関税の減免対象とならなかった品目がRCEPの枠組みの下では関税の減免対象となる場合もあると考えられる。
- 〇日本はRCEPを通じて貿易相手国として規模の大きな中国、韓国とEPAを締結することになる。日本は、中国からの輸入の割合が高い衣類などで関税を最終的に撤廃する。中国、韓国の日本に対する関税削減の影響について、両国の日本からの輸入実績のうち金額が大きい品目を対象として試算すると、中国ではプラスチック製品、自動車部品や光学機器で、韓国では有機化学品やプラスチック製品で関税削減が進むと見込まれる。
- ORCEPにより域内の貿易・投資の自由化が進展すると見込まれるものの、現時点では発効時期が確定しているわけではない。ASEAN署名国のうち少なくとも6か国、非ASEAN署名国の少なくとも3か国が批准を終えれば、その 60 日後に発効することになっている。RCEP署名各国において国内手続きが迅速に行われ、すべての国が参加する形でRCEPが早期に発効することが期待される。



#### 1. はじめに

地域的な包括的経済連携(Regional Comprehensive Economic Partnership、RCEP)はAS EAN加盟 10 か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インドの 16 か国が参加して 2013 年に交渉が開始された。その後、インドは離脱したものの、交渉は妥結して 2020年 11 月に署名された。RCEPが発効すれば、2018年 12 月に発効した包括的かつ先進的な環太平洋パートナーシップ(Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership、CPTPP、通称TPP11)と並んでアジア太平洋地域における大規模な自由貿易圏が誕生することになる。本稿ではRCEPの合意内容についてまとめたうえで、合意内容が日本に与える影響について検討する。

### 2. RCEPの合意内容の概要

まず、RCEP署名国の経済規模と人口をみておこう(図表1)。RCEP署名国の名目GDPの合計は26兆ドルであり、世界の名目GDPの約3割を占める。このうち14.4兆ドルが中国であり、中国の存在が大きいことが窺える。また、RCEPにはオーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、日本のように一人当たりGDPの水準が高く、TPP11に参加している国がある一方、ミャンマーやカンボジアのように一人当たりGDPの水準が低い国もあり、さまざまな経済発展状況にある国が参加している。

	RCEP	TPP11	(億人)	(兆トル)	(トル)
オーストラリア	0	0	0.26	1.39	54,348
ニュージーランド	0	0	0.05	0.21	41,667
日本	0	0	1.26	5.08	40,256
シンガポール	0	0	0.06	0.37	65,234
ベトナム	0	0	0.96	0.33	3,416
マレーシア	0	0	0.33	0.36	11,193
ブルネイ	0	0	0.00	0.01	29,314
タイ	0		0.70	0.54	7,807
フィリピン	0		1.07	0.38	3,512
インドネシア	0		2.67	1.12	4,197
ラオス	0		0.07	0.02	2,661
カンボジア	0		0.16	0.03	1,620
ミャンマー	0		0.53	0.07	1,299
韓国	0		0.52	1.65	31,846

図表 1. RCEP署名国の経済規模と人口

人口

14.00

13.68

0.38

1.28

0.33

0.19

3.28

14.40

2.87

1.74

1.26

0.23

0.28

21.43

10,287

2.098

46.272

9,862

6,958

14,772

65,254

名目GDP 一人当たりGDP

0

0

0

0

(O)

5.1

11.3

0

22.6

26.0

中国

インド

<u>カナダ</u>

ペル-

米国

人口(億人)

名目GDP(兆ドル)

<sup>(</sup>注)米国は署名後に離脱、インドは交渉から離脱したため、(〇)としている。 (出所)IMF "World Economic Outlook Database"(2020年10月)より作成



RCEP協定は図表2のような章立てとなっている。関税削減だけでなく、サービス、投資、知的財産、電子商取引のほか、これまでに署名国間で締結された経済連携協定(Economic Partnership Agreement、EPA)や自由貿易協定(Free Trade Agreement、FTA)でとりあげられていないことがある政府調達など幅広い分野をカバーしている。ただし、TPP11に含まれている労働、環境、国有企業及び指定独占企業は含まれていない。

図表 2. RCEP協定の章立て

1	冒頭の規定及び一般的定義	11	知的財産
2	物品の貿易	12	電子商取引
3	原産地規則	13	競争
4	税関手続及び貿易円滑化	14	中小企業
5	衛生植物検疫措置	15	経済協力及び技術協力
6	任意規格、強制規格及び適合性評価手続	16	政府調達
7	貿易上の救済	17	一般規定及び例外
8	サービスの貿易	18	制度に関する規定
9	自然人の一時的な移動	19	紛争解決
10	投資	20	最終規定

(出所)外務省資料より作成

以下、合意内容について簡単にみておく。関税削減では、RCEP全体の関税撤廃率(品目数ベース)は91%となっている(図表3)。なお、関税撤廃率にはもともと無税であるものも含まれる。日本の関税撤廃率は相手によって異なるものの、80%台であり、RCEP全体の水準を下回る。これは、日本は農林水産品の米、麦類などの重要品目を中心に関税を撤廃しない品目があるためである。他のRCEP署名国の日本に対する関税撤廃率は92%であり、個別にみると中国は86%、韓国は83%にとどまる。なお、TPP11では各国の関税撤廃率は95~100%であり、RCEPの関税撤廃率はTPP11よりも低い水準にとどまる。

図表3. RCEPにおける関税撤廃率

(単位:%)

	V-1-						
RCEP全体	日本			対日関税撤廃率			
	対EPA既存締結国	対中国	対韓国	全体	EPA既存締結国	中国	韓国
91	88	86	81	92	86~100	86	83

(出所)外務省資料

農林水産品と比較すると関税撤廃が行われることが多い工業製品の関税撤廃率をみると、署名国 15 か国のうち 10 か国で 90%を超える中、カンボジアが 86%と最も低く、中国も 86.3%と低い水準にとどまる(図表 4)。RCEP署名国のうちTPP11 署名国では、シンガポールを除くいずれの国の関税撤廃率もTPP11 での水準を下回っており、マレーシア、ベトナム、ニュージーランドではその差が大きい。



図表4. 工業製品の関税撤廃率

(単位:%)

	日本	豪州	ニュージーランド	シンガポール	ベトナム	マレーシア	ブルネイ
RCEP	98.6	98	90.6	100	87.9	87.3	98.2
TPP11	100	99.8	100	100	100	100	100

	タイ	フィリピン	インドネシア	ミャンマー	カンボジア	ラオス	中国	韓国
RCEP	90.5	92.7	88.4	91.6	86	91.9	86.3	91.6

(出所)経済産業省資料より作成

サービス貿易では、WTOのサービスの貿易に関する一般協定(GATS)や締結済みのEPAでの約束内容を上回る市場開放が行われることになっており、たとえば中国は生命保険及び証券サービスについて外資出資比率に係る規制を行わないことを約束している。また、市場開放に関する内容については、一般的に透明性が高く、自由化に資するとされる、自由化の対象外となる分野をリスト化するネガティブリスト方式を基本としている。カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、タイ、ベトナム、中国、ニュージーランドは自由化の対象となる分野をリスト化するポジティブリスト方式を採用しているものの、協定発効から3年以内(カンボジア、ラオス、ミャンマーについては12年以内)にネガティブリスト方式に移行することになっており、後発国に配慮した形となっている。

投資については、投資家の権利の保護や投資環境整備のための法的な枠組みにより投資家の予見可能性を高め、投資を促進するためのルールが定められている。特定措置の履行要求の禁止については、ロイヤリティ規制の禁止(ライセンス契約に基づくロイヤリティ支払いに関する特定の対価率の要求の禁止)や技術移転要求の禁止(投資先企業への技術移転や関連情報開示等の要求の禁止)といったWTOの貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMS協定)における義務を上回るものが含まれている。また、自由化の程度を悪化させる改正は行わないこととされているほか、対象投資財産に対して公正かつ衡平な待遇及び十分な保護、保証を与える義務や正当な補償等を伴わない収用の禁止等が定められている。

知的財産では、知的財産権の保護と行使に関するルールが定められており、これにより貿易や投資に及ぼす歪みを軽減することを目的としている。知的財産権の取得や行使について、WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)を上回る保護などが定められている。具体的には、映画館において上映中の映画の著作物の許諾を得ない商業的規模の複製に関して適当な刑事上の手続きや刑罰を含む措置をとることや、著作権侵害物品や不正商標商品の輸入を権限のある当局が職権で差し止めることができる手続きを採用することなどが定められている。

電子商取引では、公共政策の正当な目的を達成するために必要であると認める場合や安全保障上の重大な利益の保護に必要であると認められる場合を除き、自国で事業を実施するための条件としてコンピュータ関連設備を自国内に設置すること(データ・ローカライゼーション)の要求禁止などが定められている。TPP11に盛り込まれているソースコードの開示要求の禁止については規定がないものの、今後、参加国内で対話を行い、その結果によっては見直しが行われる可



能性がある。

政府調達では、中央政府機関が行う政府調達に関する法令や手続きの透明性を確保するために 情報を公開することとされている。なお、TPP11では地方公共団体や政府関係機関も政府調達 の対象に含まれるほか、海外企業の入札参加基準を緩和した国もあった。

紛争解決では、RCEPで定められたルールの遵守をめぐる紛争を解決するための手続きが定められているが、衛生植物検疫措置、電子商取引などは対象外とされている。紛争解決の適用に関して、衛生植物検疫措置などは発効から2年後の見直しの対象となっており、電子商取引については一般的な見直しの枠組で検討される。

以上のように、RCEPの合意内容には既存のルールを上回るものも含まれている一方、後発 国に配慮したものもあり、質の高さよりも合意に達することを重視したことが窺われる。

#### 3. RCEPにより期待される効果

RCEPにより期待される効果としては、投資などに関して予見可能性や透明性を高めるルールが定められることにより域内のビジネス環境が改善し、直接投資が活発化する可能性があることがあげられる。また、RCEPの発効により1つのEPAでアジア太平洋地域の15か国がカバーされ、関税削減を通じて貿易がいっそう増加することが期待される。

RCEP署名国の間ではすでに多くのEPA/FTAが締結されており、たとえば日本はASEAN加盟国の多くやオーストラリアと個別にEPAを締結しているほか、ASEANともEPAを締結している。ニュージーランドとはTPP11を通じてEPAを締結している。中国はASEANとFTAを締結しているほか、韓国、オーストラリア、ニュージーランドとFTAを締結している。また、RCEP域内には自由貿易圏であるASEANが内包されていることもあり、RCEP署名国の域内貿易比率は高い水準にある(図表 5)。



図表 5. RCEP署名国の域内貿易比率



RCEP署名国でこれまでに締結されたEPA/FTAでは、関税の減免対象は各EPA/FTAにおける原産地規則に基づいて、その締結国・地域内の原産品と認められる品目である。たとえば中国と韓国の間で締結された中韓FTAでは関税の減免対象となるのは基本的には中国または韓国の原産品とみなされるものに限られる。一方、RCEPの下では中国がASEAN加盟国から原材料を輸入して加工、組み立てを行って韓国に輸出した品目も関税の減免対象となりうる。つまり、これまでに締結されたEPA/FTAでは関税の減免対象とならなかった品目でもRCEPの下で関税の減免対象となるものがあると考えられる。RCEPではすでに域内貿易が活発であることから、各企業のサプライチェーンが域内の複数国にまたがっている場合もあると考えられ、地域全体を1つのEPAでカバーするメリットは大きいと考えられる。

また、RCEPが発効することにより、新たに日本と中国、日本と韓国の間でEPAが締結される。RCEP署名国において2国間貿易の規模が大きいのは経済規模を反映して中国との貿易であり、その中でも日中、中韓の貿易規模が大きい(図表6)。RCEPの発効によりこれらの国の間での貿易の活発化が期待されると同時に、企業は域内全体にまたがっていっそう効率的なサプライチェーンを構築する機会を得ることになる。

RCEP署名国域内 輸出国 輸入国 貿易総額における シェア(%) 中国 日本 6.52 6.20 韓国 中国 中国 日本 6.13 中国 韓国 5.05 -ストラリア 中国 4.69 中国 ベトナム 4.46 中国 シンガポール 2.50 中国 マレーシア 2.39

中国

ベトナム

図表 6. RCEP署名国域内貿易総額におけるシェア

(出所)World Integrated Trade Solutionより作成

なお、中国、韓国はいずれも日本にとって貿易規模が大きな国であり、特に中国は日本にとって貿易額(輸出と輸入の合計)が最大の国である。このため、RCEPが発効すれば、EPA/FTA締結国との貿易額が貿易総額に占める割合であるFTAカバー率は大きく上昇して約80%となり、日本は主な貿易相手国の多くと貿易協定を締結することになる(図表7)。

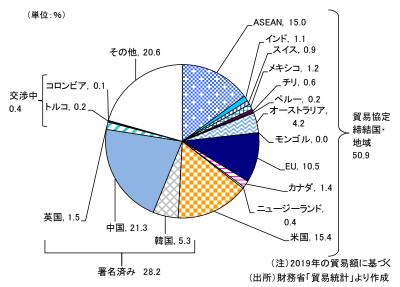
2.35

2.19

シンガポール

韓国

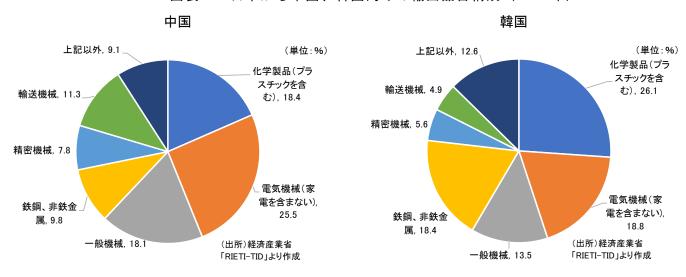




図表7. 日本のFTAカバー率

#### 4. 日本と中国、韓国の間の貿易構造

RCEPが発効すれば日本は新たに中国、韓国とEPAを締結することになり、関税削減が進むと考えられる。そうした影響を検討する前に中国、韓国との貿易構造について確認しておく。日本から中国、韓国への輸出ではともに化学製品、電気機械、一般機械のシェアが大きく、合計で6割を占める。このほか、中国向けでは輸送機械のシェアが高い一方、韓国向けでは鉄鋼・非鉄金属のシェアが約2割と高い(図表8)。



図表8. 日本から中国、韓国向けの輸出品目構成(2018年)

日本の中国からの輸入は電機機械、一般機械、繊維製品が中心であり、玩具等のシェアも比較的高い(図表9)。生産工程段階別にみると資本財と並んで消費財のシェアが高いという特徴がある。日本の韓国からの輸入では化学製品、石油石炭製品、鉄鋼・非鉄金属、電気機械が中心であり、生産工程段階別にみると中間財のシェアが高いという特徴がある。



中国 韓国 化学製品(プラ 上記以外, 12.1. (単位:%) (単位:%) スチックを含 化学製品(プラ む), 9.5 上記以外, 22.9 スチックを含 む), 18.0 食料, 7.7 電気機械(家 玩具その他, 電を含まない), 雷気機械(家 7.0 24 6 電を含まない), 142 石油石炭製品. ·般機械, 10.9 17.1 繊維製品, 13.9. 般機械, 15.7 鉄鋼、非鉄金 (出所)経済産業省 (出所)経済産業省 鉄鋼、非鉄金 \_ 「RIETI-TID」より作成 「RIETI-TID」より作成 属. 20.1 属, 6.4

図表9. 日本の中国、韓国からの輸入品目構成(2018年)

次に関税率の水準をみると、日本、中国、韓国とも農林水産品に対する関税率が高い傾向がみられ、韓国は品目によっては非常に高い関税がかかっていることが窺える(図表 10)。工業製品の関税率は、日本は衣類、革製品、履物等を除くと低い水準にあり、一般機械、輸送機械は無税となっている。他方、中国、韓国は全体的に関税がかかっており、日本からの主な輸出品である化学製品、電気機器、一般機械の平均関税率は5~6%である。この水準は米国やEUよりも高く、関税削減の余地があると言える。

図表 10. 品目別の平均関税率

(単位:%)

		日本	中国	韓国	(参考)米国	(参考)EU
	動物、肉類	11.7	13.3	21.5	2.2	16.3
	乳製品	102.3	12.3	66.0	19.0	37.5
	果実、野菜	10.7	12.2	58.7	4.7	10.9
農	コーヒー、茶	15.0	12.3	56.4	3.0	5.9
林	穀物類	35.5	19.5	187.0	3.1	13.9
水	油脂類	7.8	10.9	40.7	4.9	5.3
産	砂糖、菓子類	23.7	28.7	15.7	14.9	24.5
品	飲料、たばこ	14.7	18.2	31.4	13.6	19.3
	綿花	0.0	22.0	0.0	4.8	0.0
	他の農産品	3.7	11.8	20.4	1.1	3.1
	魚類	5.7	7.2	16.7	0.7	11.6
	鉱物、金属製品	1.0	6.3	4.6	1.7	2.0
	石油製品	0.7	5.3	4.5	1.5	2.5
	化学製品	2.1	6.0	5.6	2.8	4.5
非農	木材、紙製品等	0.9	3.2	2.4	0.5	0.9
辰   林	繊維	5.3	7.0	9.0	8.0	6.5
M   水	衣類	9.0	6.8	12.5	11.6	11.5
	革製品、履物等	10.0	10.6	7.6	3.9	4.1
	一般機械	0.0	6.8	5.8	1.2	1.8
""	電気機器	0.1	6.0	5.4	1.4	2.3
	輸送機械	0.0	9.6	5.7	2.9	4.7
	その他工業製品	1.2	7.1	5.3	2.2	2.2

(出所)WTO "World Tariff Profiles 2020"より作成



#### 5. RCEPが日本に与える影響

RCEPが日本に与える影響として、日本が新たにEPAを締結することになる中国、韓国との間の関税削減に注目する。まず、日本の関税削減を取り上げ、その後に日本に対する中国、韓国の関税削減をとりあげる。

日本は農林水産品では重要品目を中心に関税削減の対象から除外したこともあり、関税撤廃率は中国に対しては86%、韓国に対しては81%となっている。日本がEPAを締結済みである国と比較すると、中国、韓国に対しては関税撤廃の除外対象となっている品目が多いものの、主に化学製品や繊維製品、非鉄金属などで関税を撤廃する(図表11)。

四次 11. 1年の工場関係開口							
品目名	   具体的品目	譲許内容(注:有税品目)					
四日石	共体的阳白	対ASEAN・豪州・ニュージーランド	対中国	対韓国			
工業用アルコール	変性アルコール	16年目撤廃	除外	除外			
工業用アルコール	エチルアルコール	16年目撤廃	除外	除外			
石油	揮発油、灯油、軽油等(バイオディーゼルを除く)	ほとんどは即時、一部は16年目撤廃		即時、16年目撤廃、除 外等			
14 油	バイオディーゼル	ほとんどは11年目、一部は即時、 16年目撤廃	ほとんどは16年目、一部 は即時撤廃、除外	ほとんどは除外、一部 は即時撤廃等			
化学	無機化学品、有機化学品、プラスチック製品等	ほとんどは即時撤廃	即時、11年目撤廃等	即時、11年目撤廃等			
皮革•履物	皮革、革製品、毛皮、ゼラチン、にかわ等	ほとんどは16年目撤廃、一部は関 税維持	16年目、21年目撤廃、 除外	除外			
	革靴その他の履物等	16年目撤廃、関税維持	21年目撤廃、除外等	除外			
	糸、織物、その他繊維製品(衣類を除く)	ほとんどは即時撤廃	即時、11年目撤廃等	ほとんどは即時撤廃			
繊維・繊維製品	衣類	ほとんどは即時、一部は16年目撤 廃等	ほとんどは16年目、一部 は11年目撤廃	ほとんどは16年目撤廃			
非鉄金属	銅、ニッケル、アルミニウム、鉛、亜鉛、すず等	ほとんどは即時、一部は16年目撤 廃等	即時、11年目、16年目 撤廃等	即時、11年目撤廃、除 外等			

図表 11. 日本の主な関税撤廃品目

(注)黄色の箇所は影響が大きいと筆者が考えるもの

(出所)経済産業省資料をもとに作成

これらの品目の中で関税削減の影響が表れると考えられるのが繊維製品や皮革・履物である。 日本が輸入する衣類の 5 割は中国からのものであり、中国から輸入する衣類にかかる関税は徐々 に削減され、11 年目または 16 年目に撤廃される(図表 12)。また、日本のバッグ類の輸入の 4 割 は中国からのものであり、2019 年の輸入実績(金額ベース)の 99%で関税が最終的に撤廃される (図表 12)。 履物については日本の輸入の 5 割近くは中国からのものであり、2019 年の輸入実績 (金額ベース)の約 8 割で関税が最終的に撤廃される。

なお、韓国からの輸入金額で上位を占めており、日本の輸入における韓国のシェアが高い灯油 や軽油では関税を撤廃しない(灯油:346円/kl、軽油:750円/klの関税を維持)。たばこも日本 の輸入に占める韓国のシェアが高いが、関税を撤廃しないこととなっている。



衣類 バッグ類 フィリピン, 1.9 ~ その他, 6.9 (単位:%) (単位:%) その他, 14.1 カンボジア, カンボジア. 中国, 40.8 ベトナム. 4.8 10.6 中国, 53.3 ミャンマー. 6.1 EU, 6.4\_/ ベトナム EU, 37.4 15.2 (出所)財務省「貿易統計」より作成 (出所)財務省「貿易統計」より作成

図表 12. 日本の輸入における国別構成比

次に、中国の日本に対する関税削減の内容についてみてみよう。中国は工業製品では化学製品や非鉄金属などで関税を即時撤廃するほか、自動車部品は11年目あるいは16年目に関税を撤廃する(図表13)。自動車については、中国は2018年に関税を25%に引き下げており、その水準を維持する。農林水産品では10%の関税をかけているほたて貝(養殖用を除く)の関税を11年目または21年目に撤廃するほか、40%の関税をかけている清酒を21年目に撤廃する。ほたて貝、清酒の輸出における中国向けのシェア(金額ベース)は2019年時点でそれぞれ約6割、約2割であり、日本にとっては主要輸出市場において関税削減が進むことになる。

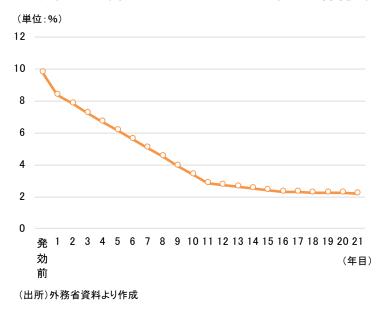
図表 13. 中国の主な関税削減品目(対日本)

品目	譲許内容	ベースレート
ポリウレタンの一次製品	即時撤廃	6.5%
再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸(アセテート、レーヨン等)	即時撤廃	5%
ブルドーザー	11年目撤廃	7%
フェロニッケル	即時撤廃	2%
合金鋼の一部	即時撤廃	3%
熱延鋼板のほとんど	即時、11年目、16年 目、21年目撤廃	3 <b>~</b> 6%
カメラの部分品	即時、11年目撤廃	5 <b>~</b> 10%
自動車用エンジン部品のほとんど	11年目、16年目撤廃	2~8.4%
電気自動車用リチウムイオン蓄電池の電極・素材の一部	16年目撤廃	6%
電気自動車用モーターの一部	16年目、21年目撤廃	10%、12%
鉄道車両の台車・部分品のほとんど	即時撤廃	3%
清酒	21年目撤廃	40%
醤油	21年目撤廃	12%
ほたて貝(養殖用無税 除く)	11年目、21年目撤廃	10%
ぶり	11年目、16年目撤廃	7%
ソース混合調味料	21年目撤廃	12%
(山町) 经这定举少咨判 農林水产少咨判	たましに作成	-

(出所)経済産業省資料、農林水産省資料をもとに作成



こうした関税削減の結果、日本に対する関税率(単純平均)は発効後に徐々に低下し、多くの 品目の関税が撤廃される11年目まで低下が続く(図表14)。その後は有税品目が減少することも あって低下のペースは緩やかになる。



図表 14. 中国のRCEPにおける対日平均関税率

具体的にどのような品目で中国の関税削減が進むのかについて、中国の日本からの輸入額をもとにみてみよう。ここではWTOの Tariff Analysis Online (TAO) における中国の輸入額として利用可能な最新時点である 2018 年のデータを用いる。データ利用に関する制約の関係もあり、HS 6 桁レベルで金額の大きな品目から順に輸入総額の 7 割をカバーする品目をとりあげ、RCEPにおいて中国が約束した関税率の一覧表(ステージング表)がHS 8 桁レベルであることに対応して輸入額もHS 8 桁レベルのものを用いる。

HSコードの改定により、2018年に輸入実績がある品目の中にはステージング表において対応するHSコードがないものがあり、その場合はその品目を対象から除外している。また、ステージング表の基本税率が無税でない品目がTAOにおいて無税となっている場合、その品目はRCEPによる関税削減品目とはみなさないこととする。このようにして輸入全体の7割をカバーする品目を、もともと無税である品目、RCEPにより関税が削減される品目、関税削減から除外された品目に分類して、HS分類ごとにそれぞれの金額シェアを求める。

中国の日本からの輸入金額が大きい品目は、第29類(有機化学品)、第39類(プラスチック及びその製品)、第84類(原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品)、第85類(電機機器等)、第87類(鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品、以下、自動車及び自動車部品とする)、第90類(光学機器等)である。そこで、これらについて関税が削減される品目の金額シェアをみると第39類、第87類、第90類で高い(図表15)。他方、関税削減から除外された品目の金額シェアが高いのは第29類、第87類である。



この結果から、プラスチック及びその製品や光学機器等では関税削減が進むと推察できる。自動車及び自動車部品や有機化学品では関税削減が進む一方、現状の関税が維持されるものも一定程度あると言える。また、試算対象品目にかかっている関税額は約6割削減される見込みである。なお、この結果は中国の日本からの輸入額のうち2018年の金額が大きな品目を対象とするものであり、輸入額全体についてのものではないことに留意する必要である。

図表 15. 中国の関税削減状況に関する試算

	T - T		ע לוגורוט	H-131		(参考)
HS分類	試算対象金	<u> </u>			輸入額	カバー率(試算対象
	額(億ドル)	もともと無税である品目	関税削減品目	関税削減除外品目	(億ドル)	金額/輸入額)(%)
29 有機化学品	57.7	0.0	51.6	48.4	74.3	77.6
39 プラスチック及びその製品	73.6	0.0	85.9	14.1	98.0	75.1
84 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	344.4	50.4	35.9	13.7	408.3	84.4
電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生 85機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は 再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	258.8	70.2	26.3	3.5	444.2	58.3
87 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及 び附属品	162.7	0.0	74.3	25.7	182.1	89.3
光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検 90 査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの 部分品及び附属品	137.7	22.0	77.9	0.1	158.4	86.9

<sup>(</sup>注1)黄色の箇所はシェアが高いものである。

韓国の日本に対する関税削減内容をみると、高開税がかけられている農産品では関税削減は行われないものの、工業製品では自動車部品などで関税が削減される。農林水産品では15%の関税がかけられている清酒では15年目に関税が撤廃されるほか、建築用木工品は10年目に関税が撤廃される(図表16)。

図表 16. 韓国の主な関税削減品目(対日本)

品目	譲許内容	ベースレート
酢酸セルロース(液晶ディスプレイ用保護フィルム等の原料)	即時撤廃	5%
エチレン、プロピレン	即時、10年目撤廃	5%
布地巻取機	即時撤廃	8%
セントラルヒーティング用ラジェーター	即時撤廃	8%
銑鉄	即時、10年目撤廃	3%、5%
精製銅のはく(プリント回路基板用)	15年目撤廃	8%
トレーラー	即時、10年目撤廃	8%
ゴム製タイヤ	即時、10年目撤廃	5%、8%
自動車用電子系部品	10年目、15年目撤廃	8%
エアバッグ及びその部品	10年目、15年目撤廃	8%
クラッチ	10年目、15年目、20年 目撤廃	3~8%
駆動軸	15年目撤廃	8%
清酒	15年目撤廃	15%
建築用木工品(窓、戸、杭・梁)	10年目撤廃	8%
(电话)经这在举名咨判 農林水在名咨判	た+ レニル 式	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

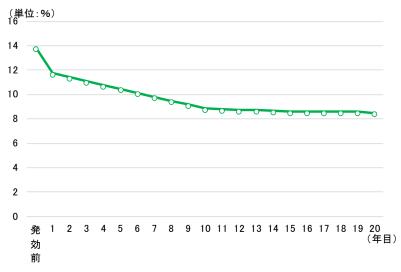
(出所)経済産業省資料、農林水産省資料をもとに作成

<sup>(</sup>注2)第85類のカバー率が低いのは、2018年に無税での輸入実績がある品目のHSコードがステージング表になく、除外したためである。

<sup>(</sup>出所)WTO "Tariff Analysis Online"、外務省資料をもとに作成



この結果、日本に対する関税率(単純平均)は発効時から10年目にかけて徐々に低下する(図表17)。10年目に関税が撤廃される品目が多いため、11年目以降の低下のペースはかなり緩やかになる。中国と比較すると、韓国は農産品に高関税をかけていることもあり、関税率(単純平均)の水準が高く、関税撤廃率が低いことや高関税が課されている農産品は関税撤廃の対象外であることもあり、関税率の低下幅は小さくなっている。



図表 17. 韓国のRCEPにおける対日平均関税率

(注) 譲許表は2014年時点のものがベースとなっており、その後に関税化された米類の関税率が表記されていない。計算にあたり、米類の関税率は現在適用されている513%としている。従価税と従量税のうちどちらか高いほうが適用される品目については従価税を用いて計算した。(出所) 外務省資料等をもとに作成

韓国についても中国と同様に 2019 年のデータを用いて、実際にどのような品目で関税削減が進むのかをみてみる(韓国の関税率はHS10 桁レベルであるので輸入額もHS10 桁レベルを用いる)。 韓国の日本からの輸入額が大きい品目は、HS分類では第 29 類(有機化学品)、第 39 類(プラスチック及びその製品)、第 72 類(鉄鋼)、第 84 類(原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品)、第 85 類(電機機器等)、第 87 類(自動車及び自動車部品)、第 90 類(光学機器等)である。これらについて、関税が削減される品目の金額シェアをみると、第 29 類、第 39 類で高い(図表18)。他方、関税削減から除外された品目の金額シェアが高いのは第 84 類、第 87 類であり、第 87 類では関税がほとんど削減されない結果となっている。試算対象品目にかかっている関税額は約 6割削減される見込みである。

韓国の日本からのすべての輸入を対象としたものではなく、カバー率がそれほど高くないものも あることに留意する必要はあるものの、輸入実績から考慮すると自動車及び自動車部品では関税撤 廃はほとんど進展しない可能性が高い。



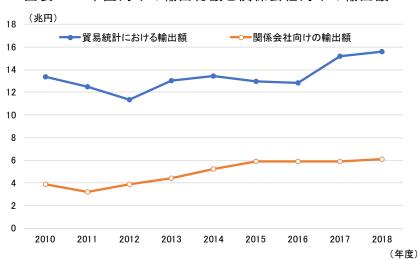
			(参考)			
HS分類	試算対象金	金	額シェア(%)		輸入額	カバー率(試算対象
•••	額(億ドル)	もともと無税である品目	関税削減品目	関税削減除外品目	(億ドル)	金額/輸入額)(%)
29 有機化学品	15.3	21.9	58.1	20.0	25.5	59.8
39 プラスチック及びその製品	25.1	0.0	69.7	30.3	32.5	77.3
72 鉄鋼	45.1	97.9	2.1	0.0	52.4	86.0
84 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品	60.5	56.2	6.2	37.6	85.1	71.1
電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並び 85 にテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機 器並びにこれらの部分品及び附属品	63.1	71.6	26.5	1.9	76.8	82.2
87 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附 属品	12.3	0.0	0.1	99.9	20.6	59.8
光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機 90器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び 附属品	28.4	60.1	22.8	17.1	35.6	79.7

図表 18. 韓国の関税削減状況に関する試算

(注)黄色の箇所はシェアが高いものである。

(出所)WTO "Tariff Analysis Online"、外務省資料をもとに作成

このように中国、韓国における関税削減の内容は品目によって異なる可能性があるものの、中国、韓国における関税削減は、日本の輸出品の価格競争力が改善するというメリットがある。このほか、現地の日本企業が日本から輸入する際の関税負担が軽減されるメリットも生じる。経済産業省「企業活動基本調査」によると、日本から中国現地の関係会社向けの輸出金額は2010年度の約4兆円から増加傾向で推移し、2018年度には約6兆円となっており、日本から中国向けの輸出全体の約4割を占めるとみられる(図表19)。図表14のように中国の関税削減は徐々に進展するため、関税負担の軽減はRCEP発効後に直ちに効果が大きく表れるとは限らないが、長期的には無視できない大きさになる可能性がある。



図表 19. 中国向けの輸出総額と関係会社向けの輸出額

(注)企業活動基本調査は従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3000万円以上の企業を対象としており、農林水産業を含まない。関係会社とは親会社、子会社、関連会社を指す。 (出所)経済産業省「企業活動基本調査」、財務省「貿易統計」より作成



#### 6. おわりに

RCEPにより、アジア太平洋地域の多くの国に適用される貿易や投資に関するルールができることで予見可能性や透明性が高まることから、域内のビジネス環境の改善につながると考えられる。もっとも、電子商取引などに関するルールでは必ずしも十分とは言えない部分もあることから、今後の参加国内での対話や見直しを通じて、より質の高いものになることが期待される。

関税削減については、RCEP域内ではすでに多くのEPA/FTAが締結されているものの、既存のEPA/FTAでは関税の減免対象とならなかった品目がRCEPの枠組みの下では関税の減免対象となる場合もあると考えられる。こうしたことからRCEPは既存のEPA/FTAを補完する役割を果たすと同時に、日本にとっては貿易相手国としての規模が大きな中国、韓国とEPAを締結することになる。EPA/FTAにおける関税削減は企業に利用されて初めて効果を発揮することから、企業の積極的な利用の促進に向けて、引き続きEPAの利用に関する情報提供などの公的機関等による支援を行っていくことが必要だろう。

最後に、RCEPの交渉は合意に至ったものの、現時点では発効時期が確定しているわけではない。ASEAN署名国のうち少なくとも6か国、非ASEAN署名国の少なくとも3か国が批准を終えれば、その60日後に発効することになっている。TPP11は2018年3月に署名され、2018年12月に発効したものの、11か国のうち4か国では依然として国内手続きが終了していない状況である。RCEP署名各国において国内手続きが迅速に行われ、すべての国が参加する形でRCEPが早期に発効することが期待される。

#### - ご利用に際して -

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱 UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要ですので、当社までご連絡ください。